

犯罪被害者等見舞金

犯罪被害にあわれた方やそのご遺族に対して、犯罪被害の早期回復及び経済的負担軽減のため、被害の状況に応じて見舞金を支給いたします。

1. 見舞金について

遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族(※1)に支給
傷病見舞金	10万円	犯罪行為により傷病(※2)を負われた方に支給

※1：配偶者（事実婚・パートナーシップの関係にあった方を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2：療養期間が1か月以上であると医師により診断されたもの

2. 対象となる犯罪行為

刑法等に規定する人の生命または身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害届出が受理された犯罪行為

※正当防衛や過失による行為等を除きます。

※令和5年10月1日以降に発生した犯罪行為による死亡・傷病が対象です。

3. 対象要件

犯罪行為が発生したときに、斜里町に住所がある被害者(遺族・傷病を受けた者)

4. 支給の制限

犯罪被害にあわれた方やご遺族が、以下に該当する場合は支給対象外となります。

- ・他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているとき
- ・加害者と親族関係（事実婚関係等を含む）にあったとき
- ・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき
- ・暴力団員や暴力団関係者であったとき

5. 申請期限

犯罪行為の発生を知った日から2年以内、または、犯罪行為が発生した日から7年以内

6. 必要書類（主なもの）

- ・申請書
- ・住民票の写し、または、戸籍の付票の写し
- ・被害者の死亡診断書（遺族見舞金の場合）
- ・戸籍謄本、または、戸籍抄本（遺族見舞金の場合）
- ・負傷又は疾病の状況や1か月以上の療養期間が確認できる医師の診断書（重傷病見舞金の場合）

※申請には、左記以外にも必要な書類があるため、申請前に事前のご相談をお願いします。

7. 申請先

斜里町役場 住民活動係（斜里町本町12番地 役場庁舎1階1番窓口）

【問合せ先】 斜里町 住民活動係 / 電話：26-8312 / 8:45~17:30（土・日・祝日除く）